

Ⅳ 平成23年分の給与の源泉徴収事務

年末調整が終わり、税金の過不足額の精算や納付などを済ませますと、平成22年分についての給与の源泉徴収事務はすべて終了したことになります。

これからは、平成23年分の給与の源泉徴収事務の開始に当たり必要な事柄などについて説明します。

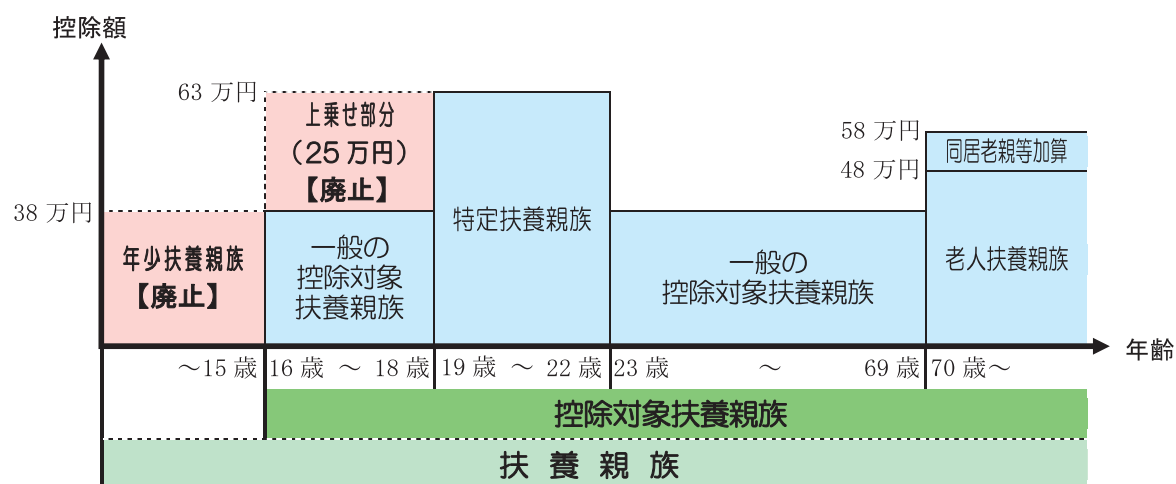
1 平成23年から変わる事項

平成22年度の税制改正により、平成23年分の給与の源泉徴収事務について次のような改正が行われています。

1-1 扶養控除の見直しが行われました。

- (1) 年齢16歳未満の扶養親族（以下「年少扶養親族」といいます。）に対する扶養控除が廃止されました。これに伴い、扶養控除の対象が、年齢16歳以上の扶養親族（以下「控除対象扶養親族」といいます。）とすることとされました（下記表1参照）。
- (2) 年齢16歳以上19歳未満の人の扶養控除の上乗せ部分（25万円）が廃止され、これらの人に対する扶養控除の額は38万円とすることとされました。これに伴い、特定扶養親族の範囲が、年齢19歳以上23歳未満の扶養親族に変更されました（下記表1参照）。
- (3) 源泉徴収税額表においては控除対象配偶者、控除対象扶養親族の人数など（扶養親族等の数）に応じて税額を算出することとされました（62ページ表4参照）。
- (4) これらの改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与について適用されます。

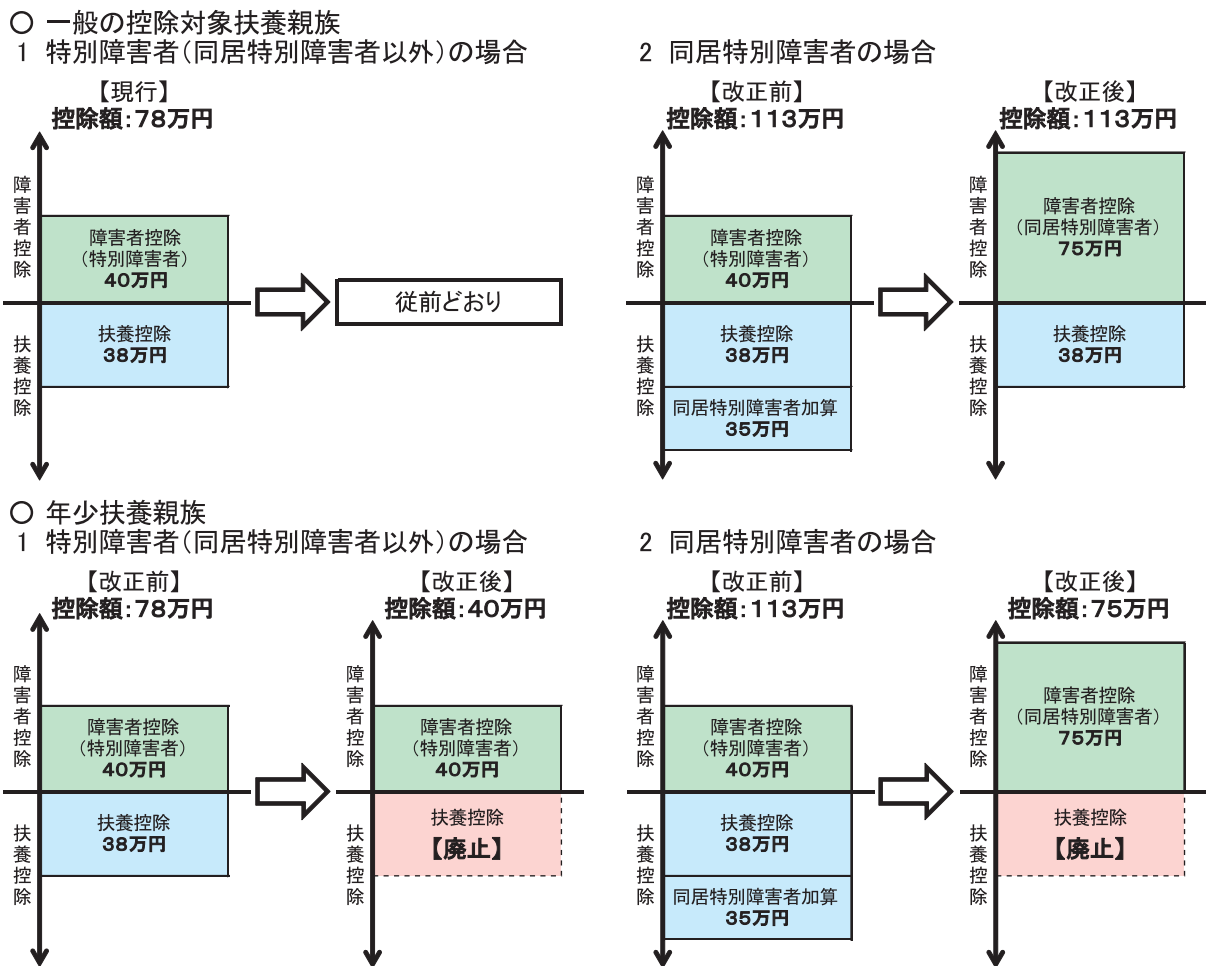
表1 【年齢別の扶養控除の概要】



1-2 同居特別障害者加算の特例措置が改組されました。

- (1) 年少扶養親族に対する扶養控除が廃止されたことに伴い、控除対象配偶者又は扶養親族が同居特別障害者である場合に、配偶者控除又は扶養控除の額に35万円を加算する措置は、同居特別障害者に対する障害者控除の額を1人につき75万円（特別障害者である場合の障害者控除額40万円に35万円を加算した額）とする制度に改められました（下記表2参照）。
- (2) 給与に対する源泉徴収税額は、年少扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当するときは、従前どおり、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加えて計算します（62ページ表4参照）。
- （注） 年少扶養親族の人数については、扶養親族等の数に加えないことになります。
- (3) これらの改正は、平成23年1月1日以後支払うべき給与について適用されます。

表2 【障害者控除の概要】



(参考)

上記1-1（扶養控除）及び1-2（同居特別障害者）の事項について、改正後は次のようになります。

表3 【改正後の扶養控除額等】

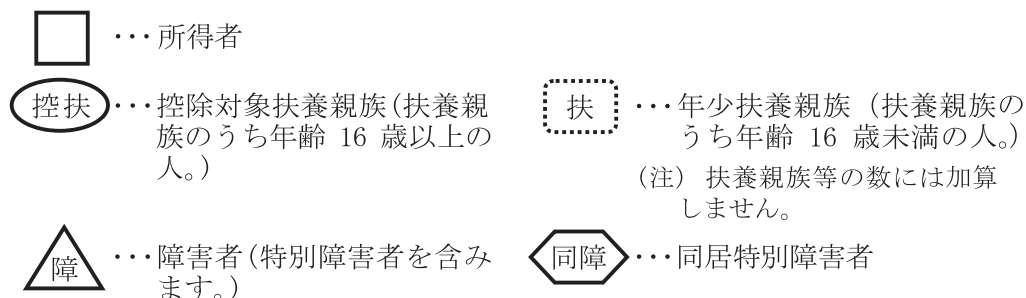
区 分		控 除 額	
配偶者控除	一般の控除対象配偶者	380,000円	
	老人控除対象配偶者	480,000円	
扶養控除	一般の控除対象扶養親族	380,000円	
	特定扶養親族	630,000円	
	老人扶養親族	同居老親等以外の者	480,000円
		同居老親等	580,000円
障害者控除 ^(注2)	一般の障害者	270,000円	
	特別障害者	400,000円	
	同居特別障害者	750,000円	

(注) 1 部分が改正された項目です。

2 障害者控除は扶養親族が年少扶養親族である場合においても適用されます。

表4 【税額表の甲欄を適用する場合の扶養親族等の数の求め方の例示】

(凡例)



設 例				
扶養親族等 の数	0 人	1 人	2 人	3 人

2 実務上の留意事項

2-1 扶養控除等（異動）申告書の受理と内容の確認

(1) 扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに扶養控除等（異動）申告書を給与の支払者（2か所以上から給与の支払を受けている人は主たる給与の支払者）に提出しなければなりません。

ロ 給与の支払者は、「平成23年分 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書」の用紙をあらかじめ各人に配布しておき、その記載が終わったときは確実に回収するようにしてください。

（注）一定の要件の下で、書面による提出に代えて電磁的方法による提供を受けることができます。

詳しくは「平成22年6月 源泉徴収のあらまし」等を参照してください。

ハ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき、各人の所得税源泉徴収簿の「扶養控除等の申告」欄に必要な記入を行い、また、所得税源泉徴収簿の左肩の「甲欄」を○で囲みます。

（注）平成23年1月1日以後に支払うべき給与については、「扶養親族等の数」は控除対象配偶者と控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の人）との合計数をいうこととされ、年齢16歳未満の扶養親族の人数は扶養親族等の数に加えないこととなります。

なお、扶養親族が障害者（特別障害者を含みます。）又は同居特別障害者に該当するとき、これらの一に該当するごとに扶養親族等の数に1人を加える措置は、年齢16歳未満の扶養親族についても従前どおり適用されます。

(2) 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書の受理

イ 2か所以上から給与の支払を受けている人が、主たる給与（扶養控除等（異動）申告書の提出先から受ける給与）からだけでは、配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの全額が控除できないと見込まれる場合に限り、「平成23年分 従たる給与についての扶養控除等（異動）申告書」を提出することができます。

ロ 給与の支払者は、申告書を受理した場合には、その記載が正しく行われているかどうかを確かめた上、申告書に基づき各人の所得税源泉徴収簿の「従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄に必要な記入を行い、また、所得税源泉徴収簿の左肩の「乙欄」を○で囲みます。

（注）平成23年1月1日以後に支払うべき給与については、「扶養親族等の数」は控除対象配偶者と控除対象扶養親族（扶養親族のうち年齢16歳以上の人）との合計数をいうこととされ、年齢16歳未満の扶養親族の人数は扶養親族等の数に加えないこととなります。

(3) 住民税に関する事項

地方税法の改正により、給与の支払を受ける人は、毎年最初に給与の支払を受ける日の前日までに地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」を給与の支払者に提出しなければならないこととされました。

平成23年分から上記(1)の扶養控除等（異動）申告書の用紙は、地方税法の規定による「給与所得者の扶養親族申告書」と統合した1枚の様式に変更されています（64ページ記載例参照）。

給与の支払を受ける人は、「住民税に関する事項」欄に年齢16歳未満の扶養親族を記載することになりますので、給与の支払者は、申告書を受理した場合には、「住民税に関する事項」欄の記載が正しく行われているかどうかを確かめてください。

（注）住民税に関する事項の問い合わせにつきましては、最寄りの市区町村にお尋ねください。

〔記載例〕 住民税に関する事項

(平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書)

平成23年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

(この申告書は、あなたの給与について配偶者控除や扶養控除、障害者控除などの控除を受けるために提出するものです。この申告書は、控除対象配偶者や扶養親族に該当する人がいない人も提出する必要があります。この申告書は、2か所以上から給与の支払を受けている場合には、そのうちの1か所にしか提出することができません。)



扶

所轄税務署長 神田 税務署長 練馬 #12#12#12	給与の支払者の名称(氏名) 〇〇〇〇株式会社	(フリガナ) あなたの氏名 ヤマカワ タロウ 山川 太郎	世帯主の氏名 山川 太郎	配偶者の有無 有	従たる給与についての扶養控除等申告書の提出(提出している場合には、〇印を付けてください。)
	給与の支払者の所在地(住所) 東京都千代田区神田錦町3-3	あなたの生年月日 48年1月1日	あなたの住所又は居所 東京都練馬区栄町23-7	あなたの税額 本人	

あなたに控除対象配偶者や扶養親族がなく、かつ、あなた自身が障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生のいずれにも該当しない場合には、以下の各欄に記入する必要はありません。

区分等	氏名	あなたの続柄	生年月日	老人控除対象配偶者又は老人扶養親族(昭和17.11以前生)	特定扶養親族(昭和64.1.2生)(平成5.1生)	住所又は居所	平成23年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成23年中に異動があった場合に記載してください。)
A 控除対象配偶者	山川 明子		昭和51.10.5			東京都練馬区栄町23-7	300,000 ^円	
B 控除対象扶養親族(16歳以上)(平成13以前生)	1		昭和48.1.1	同居・その他				
	2		昭和48.1.1	同居・その他				
	3		昭和48.1.1	同居・その他				
	4		昭和48.1.1	同居・その他				
	5		昭和48.1.1	同居・その他				
C 障害者、寡婦、寡夫又は勤労学生	1 障害者	本人				左記の内容(この欄の記載に当たっては、裏面の「3 記載」についてのご注意)の2をお読みください。		異動月日及び事由(平成23年中に異動があった場合に記載してください。)
	2 寡婦							
	3 特別の寡婦							
	4 寡夫							
	5 勤労学生							
D 他の所得者が控除を受ける扶養親族等	氏名	あなたの続柄	生年月日			住所又は居所	異動月日及び事由	控除を受ける他の所得者(氏名、生年月日、住所又は居所)

- ◎ この申告書及び裏面の「申告についてのご注意」等は、平成22年8月1日現在の所得税法等関係法令の規定に基づいて作成してあります。
- ◎ 「従たる給与」とは、この申告書を提出した給与の支払者から受ける給与をいい、「従たる給与」とは、それ以外の給与の支払者から受ける給与をいいます。
- ◎ 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者に該当する場合には「老人控除対象配偶者又は老人扶養親族」欄に〇印を付けてください。
- ◎ 控除対象扶養親族が老人扶養親族に該当する場合には、その老人扶養親族が同居老親等に該当するときは同欄の「同居老親等」の文字を、同居老親等以外の老人扶養親族であるときは「その他」の文字を〇で囲んでください。また、控除対象扶養親族が特定扶養親族に該当する場合には、「特定扶養親族」欄に〇印を付けてください。
- ◎ この申告書の記載に当たっては、裏面の「申告についてのご注意」等をお読みください。

○住民税に関する事項

(住民税に関する事項)	氏名	あなたの続柄	生年月日	住所又は居所	平成23年中の所得の見積額	異動月日及び事由(平成23年中に異動があった場合に記載してください。)
16歳未満の扶養親族(平成12以後生)	1 山川 一郎	子	平成17.5.17	東京都練馬区栄町23-7	0	
	2 〇 二郎	子	平成22.7.5	〇	0	
	3					

◎ 「16歳未満の扶養親族」欄は、地方税法第45条の3の2第1項及び第2項並びに第317条の3の2第1項及び第2項に基づき、給与の支払者を経由して市区町村長に提出しなければならないとされている給与所得者の扶養親族申告書の記載欄を兼ねています。

2-2 所得税源泉徴収簿の作成

(1) 給与の支払者において月々の給与に対する所得税の源泉徴収や年末調整などの事務を正確に、しかも、能率的に行うためには、一人一人から申告された扶養親族等の状況や月々の給与の金額、その給与から徴収した税額等を各人ごとに記録しておく帳簿が必要です。

そのため、税務署においては、その帳簿として所得税源泉徴収簿を作成し、給与の支払者に配布していますので利用してください。

なお、この所得税源泉徴収簿は、源泉徴収事務の便宜を考慮して作成したのですが、給与の支払者が使用している給与台帳等であっても、毎月の源泉徴収の記録などが分かり、年末調整のためにも使用できるものであれば、それを利用して差し支えありません。

(2) 給与の支払を受ける各人ごとに、平成23年分の所得税源泉徴収簿の次の各欄を記入します。

- ① 「所属」、「職名」、「住所」、「氏名」の各欄
- ② 「扶養控除等の申告」欄又は「従たる給与から控除する控除対象配偶者と控除対象扶養親族の合計数」欄
- ③ 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄
- ④ 税額表の適用区分(左肩の「甲欄」、「乙欄」の表示)

(注) 「前年の年末調整に基づき繰り越した過不足税額」欄には、平成22年分の所得税源泉徴収簿の「翌年において還付する金額^㉗」欄又は「翌年に繰り越して徴収する金額^㉘」欄の金額を転記します。

1 給与所得者が確定申告を必要とする場合

給与所得者は、給与の支払者の下で年末調整が行われ、これによって、各月において源泉徴収された税額は精算されますので、多くの人は確定申告をする必要はありません。

しかし、給与所得者のうちには、給与所得のほかに他の所得があったり、一定の場合には年末調整が行われないなどの理由で、確定申告をしなければならない人がいます。

確定申告をしなければならない人は、本年中の所得から配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除その他の所得控除を差し引き、その金額を基にして算出した税額が、配当控除額及び年末調整の際に控除を受けた住宅借入金等特別控除額との合計額よりも多い人で、次のいずれかに該当する人です。

- ① 本年中の給与の収入金額が2,000万円を超える人
- ② 1か所から給与を受ける給与所得者で、給与所得及び退職所得以外の所得金額（地代、家賃、原稿料など）の合計額が20万円を超える人
- ③ 2か所以上から給与を受ける給与所得者で、年末調整を受けた主たる給与以外の従たる給与の収入金額と給与所得及び退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
ただし、2か所以上から給与を受ける給与所得者であっても、その給与収入の合計額（その人が社会保険料控除、小規模企業共済等掛金控除、生命保険料控除、地震保険料控除、障害者控除、寡婦（寡夫）控除、勤労学生控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除を受ける場合には、その給与収入の合計額からこれらの控除の額を差し引いた金額）が150万円以下である人で、しかも、給与所得及び退職所得以外の所得金額の合計額が20万円以下の人は、確定申告をする必要はありません。
- ④ 常時2人以下の家事使用人のみを雇用している人に雇われている人など、給与の支払を受ける際に所得税の源泉徴収をされないことになっている人
- ⑤ 同族会社の役員やこれらの役員と親族関係などにある人で、その会社から給与のほかに貸付金の利子、不動産の賃貸料、機械器具の使用料などの支払を受けている人
- ⑥ 災害により被害を受け、「災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律」（以下「災害減免法」といいます。）の規定による徴収猶予又は還付を受けている人

これらに該当する人は、平成23年2月16日から3月15日までの間に各人の納税地（通常は住所地）の所轄税務署長に確定申告書を提出することになります。

2 退職所得がある人の場合

退職所得については、一般的に、所得税の課税は退職金の支払の際に、支払者が所得税を徴収する源泉徴収だけで済まされます。

外国企業から受け取った退職金などで、源泉徴収されないものがある場合には、他の源泉徴収されている退職金も含めて確定申告をする必要があります。

なお、前記1の確定申告をしなければならない人は、退職所得以外の所得については、申告をしなければなりません。

3 源泉徴収税額のある給与所得者で確定申告をすればその源泉徴収税額が還付される場合

給与についての源泉徴収の段階では、雑損控除や医療費控除などの所得控除は受けられないことになっているため、これらの控除は確定申告によって受けることになります。

給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額の還付が受けられるのは、次のような人です。

- ① 年の途中で退職して年末調整を受けなかった人で、その後その年中に他の所得がないことなどにより、給与について源泉徴収された税額が納め過ぎとなる人
- ② 災害により住宅や家財についてその価額の50パーセント以上の損害を受けたため、災害減免法の規定

による所得税の軽減、免除を受けようとする人

- ③ 災害、盗難又は横領により住宅や家財について損害を受けた場合や災害等に関連してやむを得ない支出をした場合に、その損害額や支出した金額が一定の金額を超えるため、所得税法の規定による雑損控除を受けようとする人（②の軽減や免除を受ける人は、その災害による損失額については、この控除は受けられません。）
- ④ 支払った医療費の金額が、10万円か所得金額の合計額の5パーセント相当額のいずれか低い金額を超えるため、所得税法の規定による医療費控除を受けようとする人
- ⑤ 国や地方公共団体、特定公益増進法人等に対して支払った寄附金、認定特定非営利活動法人の行う一定の特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額又は特定の政治献金が2千円を超えるため、所得税法又は租税特別措置法の規定による寄附金控除を受けようとする人
- ⑥ 所得が一定額以下の人などで、配当所得があるため所得税法の規定による配当控除を受けようとする人
- ⑦ 外国で所得税に相当する税を納めた人で、所得税法の規定による外国税額控除を受けようとする人
- ⑧ 住宅の取得等をしたため、租税特別措置法の規定による（特定増改築等）住宅借入金等特別控除が受けられる人や、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除の適用が2年目以降となる人で年末調整の際にその控除を受けていない人
- ⑨ 退職手当等の支払を受ける際に「退職所得の受給に関する申告書」を提出しなかったために、その支払額に20パーセントの税率で源泉徴収された人で、その源泉徴収税額が退職所得控除額等を適用して求めた税額を超えている人
- ⑩ 政党等に対して政治活動に関する一定の寄附をしたことにより政党等寄附金特別控除を受けられる人
- ⑪ 一定の耐震改修を行った人で、住宅耐震改修特別控除を受けようとする人
- ⑫ 特定の改修工事を行った人で、住宅特定改修特別税額控除を受けようとする人及び認定長期優良住宅の新築等を行った人で、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けようとする人
- ⑬ 本人の電子署名及びその電子署名に係る電子証明書を付して、所得税の確定申告書をe-Taxにより提出することにより、一定の要件の下、電子証明書等特別控除を受けられる人（平成19年分から平成21年分までのいずれかの年分の確定申告でこの控除の適用を受けた人は、控除できません。）
- ⑭ 特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるため、給与所得者の特定支出控除の特例の適用を受けようとする人

◎ 給与所得者の特定支出控除の特例

給与所得者が、特定支出をした場合において、その年中の特定支出の額の合計額が給与所得控除額を超えるときは、確定申告書を提出することにより、その年分の給与所得の金額は、次の算式により求めた金額とすることができます。

$$\text{給与所得控除後の給与等の金額} - \frac{\text{特定支出の額の合計額のうち給与所得控除額を超える部分の金額}}{\text{給与所得の金額}} = \text{給与所得の金額}$$

この特定支出とは、①通勤のために必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のための支出、②転任に伴う転居のための支出、③職務の遂行に直接必要な技術又は知識を習得するために受講する研修のための支出、④職務の遂行に直接必要な資格の取得費及び⑤転任に伴い単身赴任をしている人の帰宅のための往復旅費で、一定の要件に当てはまるものをいいます。

なお、この特定支出控除の特例の適用を受けるためには、確定申告書に特定支出に関する明細書、給与の支払者の証明書、特定支出の金額等を証する書類の添付等が必要です。

詳しくは、「給与所得者の特定支出控除について」（国税庁ホームページに掲載しています。）をご覧ください。

なお、源泉徴収税額の還付を受けるために、確定申告をする給与所得者に対して注意事項を周知するための文例を83ページに掲載していますので、社内LAN、掲示板等への掲載や従業員へ交付するなど是非ご活用ください。